

長野県出資等外郭団体改革状況検証シート (公益・特別法人用)

1 団体の概要

団体名 (所在地)	社会福祉法人 長野県社会福祉事業団 (長野市若里1570-1 長野県社会福祉総合センター内)		代表者	佐藤 進	
設立根拠	社会福祉法	設立年	昭和39年	県所管部局 (課)	社会部(障害福祉課)
〔設立の沿革〕		〔設立目的(寄付行為・定款上)〕			
S39 経済成長に即して均衡のとれた社会福祉の増進を図るため、県行政と一体となって社会福祉を推進する強力な民間機関の設置が必要であるとの要請から、財団法人として設立。		社会福祉の増進を図るため必要な事業を行うとともに、多様な福祉サービスを利用者の意向を尊重して総合的に提供することにより、利用者が自立した生活を地域社会において営むことができるように支援する。			
S40 知的障害者援護施設「水内荘」の移管経営のため、社会福祉法人として設立。(その後、海津荘、西駒郷、障害者福祉センターの運営を順次受託。)		〔具体的な事業内容〕 ・知的障害者援護施設「水内荘」の設置経営 ・知的障害者総合援護施設「長野県西駒郷」の受託経営(指定管理者) ・長野県障害者福祉センター「サンアップル」の受託経営(指定管理者) ・通所授産施設、グループホームの設置経営、障害者総合支援センター事業の受託			
		〔事業執行状況を示す主な指標〕 ・「長野県西駒郷」の入所者(人) H16:406 H17:326 H18:261 (各年4月1日) ・「サンアップル」の利用者(人) H16:126,995 H17:120,605 H18:105,385 (H18は1月末)			
基本財産(円)	15,000,000	うち県の出 捐額(円)	0	県出捐 率(%)	0.0%
		〔主な出捐者・出捐額(円)・出捐率(%)〕 -			

* 役職員数は各年度当初現在、平均年齢及び平均年収は平成18年度当初現在

役職員数	年 度		H15	H16	H17	H18	
	役員数	常 勤		1	(1)	(1)	(1)
うち県職員			0	0	0	0	
職員数	非 常 勤		10	8	8	8	
	うち県職員		2	1	1(1)	1(1)	
職員数	常 勤		139	159	223	229	
	うち県職員		11	8	58	36	
	非 常 勤		13	33	47	63	
	県職員計(非常勤役員除く)		11	8	58	36	
役員平均年齢	57.1	役員平均年収(千円)	-	職員平均年齢	41.1	職員の平均年収(千円)	5,611

* 次表は17年度の状況で、()内は15年度

(単位:千円、%)

収 支 状 況	当期収入合計		2,768,513	(1,736,079)	県 費 受 入 状 況	補助金	230,681	(232,410)	
	当期支出合計		2,576,943	(1,726,040)		事業費	50,839	(61,354)	
	当期収支差額		191,570	(10,039)		運営費	179,842	(171,056)	
	次期繰越額		263,679	(61,926)		交付金	0	(0)	
財 務 ・ 資 産 関 係 指 標	自主事業比率	100.0	(100.0)	正味財産比率	51.2	(62.7)	負担金	0	(0)
	公益事業比率	100.0	(100.0)	流動比率	213.1	(144.7)	委託料	1,031,926	(941,552)
	収支比率	107.4	(100.6)	固定比率	136.6	(123.6)	貸付金	0	(0)
	人件費比率	1.2	(2.6)	固定長期適合率	81.4	(91.8)	出捐金	0	(0)
	管理費比率	5.0	(2.1)	借入金依存率	4.8	(6.9)	損失補償年度末残高	0	(0)
	事業支出伸び率	52.7	(8.2)				人件費関係費用(再掲)	30,815	(44,792)
	補助金等比率	44.5	(74.0)						

経営計画等の策定状況

平成17年11月に、長野県社会福祉事業団改革アクションプラン(計画年度:平成17~20年度)策定
平成19年度当初策定を目的に、長野県社会福祉事業団長期構想(仮称 計画年度平成19~24年度)策定中

民間(NPO含む)との競合状況

長野県西駒郷(平成17~20年度)、長野県障害者福祉センター(平成18~20年度)の指定管理者に指定されており、今後の指定更新時に同種の社会福祉法人、民間法人との競合が予想される。

情報公開の取組状況

社会福祉法人長野県社会福祉事業団情報公開規則による情報公開、同個人情報保護規則による個人情報の開示のほか、事業団ホームページ、各事業所の広報紙等により随時の情報公開・提供に努めている。

2 団体の改革推進の状況

改革基本方針	県の人的関与を廃止し、財政的関与のあり方を見直す。
改革実施プラン策定	

改革基本方針及び改革実施プランの概要		実 施 状 況	
実施年月		実施年月	
H17年度	[本部事務局] 社会福祉施設整備等に係る融資事業の県直営化もしくは廃止	H17.3	[本部事務局] 社会福祉施設整備等に係る融資事業を廃止
H18年度未まで	県派遣職員5名(15年度末現在)の段階的廃止	H19年度	県職員1名派遣予定
H18年度末	県からの運営費補助の廃止	H19年度	指定管理施設に係る事務費に係る運営費補助
H16年度未まで	[水内荘] 県職員派遣の廃止	H17.3	[水内荘] 県職員派遣の廃止
H17年度未まで	[県障害者福祉センター] 県派遣職員5名(15年度末現在)の段階的廃止	H18.3	[県障害者福祉センター] 県職員派遣の廃止
H18年度未から	指定管理者制度へ移行	H18.4	指定管理者制度を導入し、社会福祉事業団を指定
H16年度中	[西駒郷] 社会福祉事業団に全面委託 あわせて県職員の派遣	H17.4	[西駒郷] 指定管理者制度を導入し、社会福祉事業団を指定 県職員の派遣、段階的削減
H19年度未まで	地域生活移行の進捗状況に応じて県職員派遣の段階的廃止		(H17:51名、H18:33名、H19:17名予定)
H20年度から	原則として支援費のみの管理運営に移行 (地域生活移行の推進に係る経費及び重度の入所者に係る特別の経費を除く。)		

〔監査結果等〕	
〔平成18年度財政援助団体等の監査の結果〕	
1 監査結果 指摘事項なし。	
2 意 見 平成20年度からの自立的運営体制への移行に向けて、県職員の段階的廃止、社会福祉振興融資事業の廃止、西駒郷及び県障害者福祉センターの指定管理者制度への移行など方針に従って進められています。今後とも、特色ある社会福祉施設の運営や、利用者ニーズに的確に応えられる福祉サービスの提供に向け努力してください。	

〔団体の課題〕	
1 人的関与 ・従来の県準拠の給与体系から民間社会福祉法人に準じた新給与体系の構築等に必要なが長期的視野に立った経営計画の企画立案能力や施設経営のマネジメント能力のある人材が育成されていないこと(本部事務局、西駒郷) ・引き続き西駒郷を利用する方は重度の方が多く、施設運営、地域生活移行の困難性が高まっていること(西駒郷) ・西駒郷利用者の保護者から県職員が全くいなくなることへの不安の声、派遣継続の強い要望が寄せられていること(西駒郷)	
2 財政的関与 〔本部事務局] ・西駒郷及び障害者福祉センターの指定管理料に本部事務費が算定されていないことから、今回の指定管理者更新までの間、運営費の不足が生じることとなる。 〔西駒郷] ・平成18年4月の障害者自立支援法施行に伴い、事業体系及び報酬体系の大きな制度変更があり、経営見通しが不透明な状況の中で、平成20年度からの県の財政的関与の廃止による事業団の自立的運営はきわめて困難な状況となっている。	

西駒郷 (指定管理者: 長野県社会福祉事業団) の現状と課題

1 入所者数の推移

< 現状 >

西駒郷基本構想に基づき地域生活移行を進めた結果、入所者数は減少している。

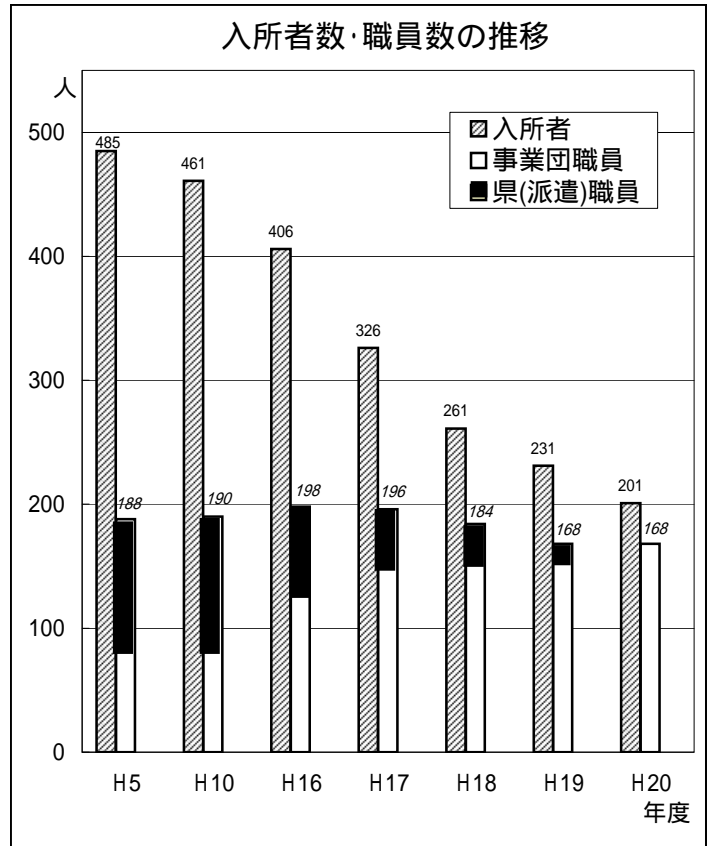
(単位: 人)

年度	H5	H10	H16	H17	H18	H19	H20
入所者数	485	461	406	326	261	231	201

1 入所者数は年度当初 2 平成20年度は見込み

< 課題 >

引き続き西駒郷を利用する方は重度の方が多く、施設運営、地域生活移行の困難性が高まっている。



2 職員数の推移

< 現状 >

入所者の地域生活移行による減少、改革実施プランに基づく県職員の段階的な引き上げに伴い、職員数を削減している。

(単位: 人)

年度	H5	H10	H16	H17	H18	H19	H20
事業団職員	86	86	122	145	151	151	168
県(派遣)職員	102	104	76	51	33	17	0
計	188	190	198	196	184	168	168

1 平成20年度は見込み

< 課題 >

1つの大きな施設(棟)ではなく、分散して施設(棟)が設置されているため、入所者数の減少割合に比例して職員数を削減することができない。

西駒郷利用者の保護者から県職員が全くなりなくなることへの不安の声が寄せられている。

3 管理運営費の推移

年度	H17	H18	H19	H20	
				(粗い試算1)	(粗い試算2)
収入額	千円 915,105	千円 722,958	千円 628,939	百万円 609	百万円 609
利用料収入	877,286	690,056	594,241	575	575
その他	37,819	32,902	34,698	34	34
支出額	1,602,345	1,474,210	1,290,682	1,277	1,174
人件費	1,267,156	1,173,273	1,023,104	1 1,023	2 920
物件費	298,622	280,927	248,932	3 236	3 236
その他	36,567	20,010	18,646	18	18
収支差引	687,240	751,252	661,743	668	565
指定管理料	687,240	751,252	661,743	4 190	4 190

- 1 人件費 H19と同額
- 2 人件費 H19より10%カット
- 3 物件費 H19より5%カット
- 4 改革実施プランで特殊要因として認められている経費
 利用者の地域生活移行の推進に必要な経費
 他の民間施設で受入れが困難な重度者のために加配する職員の人件費分
 県有地及び県有施設の維持管理に必要な経費

< 現状 >

改革実施プランに基づき、県は平成17年度から19年度までの間、指定管理者である事業団へ管理運営に必要な経費と利用料収入との差額を財政支援している。(H19予算で661百万円)

< 課題 >

利用者数の減に伴い事業報酬が減少するが、職員数は利用者数の減に比例して減少させることはできないという第4の特殊要因がある。このため支出の大部分を占める人件費の大幅削減が難しい。改革実施プランに沿って平成20年度から県の支援額(指定管理料)を3つの特殊要因の経費(H20で190百万円)のみとすることは極めて困難である。